

監査報告書

平成 24 年 5 月 15 日

日本貸金業協会
会長 飯島 巖 殿

日本貸金業協会

常任監事 日 中 美 昭
監事 岡 田 宗 造
監事 矢 野 利 平

このたび、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度における (1) 財務諸表 (①貸借対照表②正味財産増減計算書) 及び (2) 財産目録並びに (3) 収支計算書 (重要な内部管理資料) に係る監査を実施しましたのでその結果を下記の通りご報告致します。

I 監査の概要

1 会計監査

- (1) 財務諸表 (①貸借対照表②正味財産増減計算書) 並びに (2) 財産目録については、一般会計・事業特別会計・資格試験特別会計・主任者登録特別会計・登録講習特別会計の 5 会計各々の作成プロセスの妥当性及び公益法人会計 20 年基準の準拠性を検証した。
- (3) 収支計算書 (公益法人会計 20 年基準より作成除外) についても重要な内部管理資料として、会計単位別に、一般会計・事業特別会計・資格試験特別会計・主任者登録特別会計・登録講習特別会計の 5 会計の作成プロセスの妥当性・合理性を検証するとともに、平成 23 年度の収支状況の適正表示についても検証した。

2 業務監査

業務監査については、監事が直接関与する実地監査及び内部監査担当部門が実施し作成した監査調書の点検により、監査評価の妥当性並びに業務の有効性を検証すると共に、理事会をはじめとする各種会議体への出席及び会議議事録等の関係書類の点検から役員等の業務執行の妥当性を検証した。

II 監査意見

1 会計監査

- (1) 財務諸表等（①貸借対照表・同内訳表②正味財産増減計算書・同内訳表③財産目録）

財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の20年基準に準拠して、日本貸金業協会の平成23年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

- (2) 収支計算書

収支計算書（公益法人会計20年基準より作成除外）についても重要な内部管理資料として、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ）に従って、日本貸金業協会の平成23年度の収支状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

- 2 会計監査及び業務監査のいずれにおいても役員等の職務執行は適正であり、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。